

「コムストックローン約款」【コムストックローン・通信取引】の一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日 : 平成 17 年 12 月 5 日]

(下線箇所は改正部分)

u003c/div>

新	旧
<p>第 1 条～第 5 条 (略)</p> <p>第 6 条 (混蔵保管に関する同意事項)</p> <p>前条の定めにより混蔵して保管する担保有価証券については、次の事項につき同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 預託株券の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本の減少を行ったときまたは当該発行者が破産手続開始の決定を受けた場合は、機構が、当該株券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還の請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託株券を破棄すること。</p> <p>第 7 条～第 10 条 (略)</p> <p>第 11 条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1) 支払の停止または破産手続開始もしくは再生手続開始その他内外の法令に基づく倒産手続開始の申立てがあったとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>第 13 条 (月次報告書)</p> <p>1 当社とお客様との取引の明細については、毎月末現在を基準として月次報告書を作成し、翌月の 1 日 (休日の場合はその翌営業日) に当社からお客様に通知します。<u>なお、その月における取引がない場合は、通知を行わないものとします。</u></p> <p>2、3 (略)</p> <p>第 14 条～第 18 条 (略)</p> <p>第 19 条 (公示催告等の調査等の免除)</p> <p>当社は、担保有価証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、担保株券にかかる喪失登録等についての調査および通知はいたしません。</p> <p>第 20 条、第 21 条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成 17 年 12 月</p>	<p>第 1 条～第 5 条 (略)</p> <p>第 6 条 (混蔵保管に関する同意事項)</p> <p>前条の定めにより混蔵して保管する担保有価証券については、次の事項につき同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 預託株券の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本の減少を行ったときまたは当該発行者が破産宣告を受けた場合は、機構が、当該株券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還の請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託株券を破棄すること。</p> <p>第 7 条～第 10 条 (略)</p> <p>第 11 条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1) 支払の停止または破産もしくは再生手続開始その他内外の法令に基づく倒産手続開始の申立てがあったとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>第 13 条 (月次報告書)</p> <p>1 当社とお客様との取引の明細については、毎月末現在を基準として月次報告書を作成し、翌月の 1 日 (休日の場合はその翌営業日) に当社からお客様に通知します。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>第 14 条～第 18 条 (略)</p> <p>第 19 条 (公示催告等の調査等の免除)</p> <p>当社は、担保有価証券にかかる公示催告の申立て、除権判決の確定、担保株券にかかる喪失登録等についての調査および通知はいたしません。</p> <p>第 20 条、第 21 条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成 16 年 12 月</p>

1/1